

港区立スポーツ施設指定管理者公募要項質問書回答

番号	ページ	該当箇所	質疑事項	質問	回答
1	4	I-3-(1)	スポーツセンターの利用について	アリーナやサブアリーナにおいて、禁止しているスポーツや使えないスポーツ用品はありますか。	床面や壁面等を傷つける恐れのあるスポーツでの利用はお断りしています。たとえば、アリーナでは窓ガラスがあるため、サッカーやフットサル等を禁止しています。
2	7	I-3-(3)	青山運動場の券売機について	青山運動場の券売機については、現指定管理者が設置しているという認識でよろしいでしょうか。また、当券売機は、「青山中学校の夜間使用専用」とされておりますが、そのような運用をされる理由をご教示ください。	券売機は教育委員会の備品になります。教育委員会では、学校施設の一部を一般に開放をしております。当券売機は、学校施設に置けないため、夜間開放で使用の際の施設使用券を購入するためのものになります。
3	8	I-3-(7)	愛宕弓道場	愛宕弓道場について、現行管理されている業務内容が確認できる資料(仕様書、点検報告書等)をご開示ください。	各種点検はリース会社により行うため、指定管理業務からは除外されます。その他の維持管理業務(受付を含む)を行ってください。
4	9	I-3-(9)別紙5	芝浦南ふ頭公園運動広場警備業務委託	警備時間について、午前8時から午後9時までと記載がありますが、休憩や運動広場巡回等で離席する場合、代務者を立てる必要はありますか。また、各施設においてスタッフ(設備員・警備員・清掃員・管理員(受付)等)の現行シフト表や月間ローテーション表等をご開示ください。	休憩等必要最小限の離席の場合、代務者を立てる必要はありません。また、現行シフト表や月間ローテーション表等は、公募資料としてお示ししております。安全管理上問題ない体制で行ってください。
5	9	I-3-(9)	芝浦南ふ頭公園運動広場の運営について	芝浦南ふ頭公園運動広場の受付は何処で行っているか、また巡回はどのようなタイミングで行っているか教えていただきたいです。	芝浦南ふ頭公園運動広場に受付はありません。巡回は、安全管理上問題ない回数で行ってください。
6	9	I-3-(9)	業務仕様書 芝浦南ふ頭公園運動場の警備について	港区立運動場業務仕様書P.6に芝浦南ふ頭公園運動場の備考欄に「レインボーブリッジの警備を行う業者に委託」とありますが、他社への委託にてご提案することは可能でしょうか。	可能です。
7	9	I-3-(12)	資金・収支計画書等作成における確認事項	ア～カにおいて、(たとえば、ア愛宕弓道場の土地一時使用貸借期間を延長しない場合など)指定期間中に変更が見込まれたとしても、資金・収支計画書及び受託経費見積書は、変更ないことを想定して作成・提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	9	I-3-(12)カ	麻布運動場の指定管理料の見直しについて	カ 麻布運動場の人工芝張替工事には、野球場も含まれておりますか。その場合、天然芝から人工芝に変わるため管理方法も異なることから費用も変更になることが想定されますが、指定管理料の見直しの対象となりますか。	人工芝張替工事は、野球場を想定しています。ご指摘のとおり、管理方法が変わることから、協議のうえ年度協定書で見直しを行う予定です。
9	12	II-1-(2)	障がい者の利用について	障害者の週1回以上のスポーツ実施率45%以上とされていますが、今回募集の体育施設において、具体的に障がい者の団体が活動されている事例があれば、ご教示ください。	ブラインドサッカー、ゴールボール、シッティングバレー、野球、タグラグビー等でご利用いただいています。
10	12・13	II-1-(2)(3)	提案事業と自主事業について	提案事業と自主事業はともに、利用率向上、実利用者数増等につながることも目的とすると認識していますが、それぞれの過去の実績と詳しい区分けがありましたらご教示ください。	提案事業は指定管理料の範囲内で実施し、自主事業は指定管理料とは別会計になります。現在の指定管理者による提案事業は、スタジオプログラムになります。港区スポーツセンターのホームページから「プログラム」「スタジオ」内でご参照ください。自主事業は、「プログラム」「スポーツセンター事業」内をご参照ください。
11	12・13	II-1-(2)(3)	スポーツ教室について	現在、提案事業並びに自主事業により実施しているスポーツ教室について、過去3か年分開催実績をご教示ください。 ※教室内容、実施曜日、実施時間、実施回数、実施施設、在籍者数	現在の指定管理者による提案事業は、スタジオプログラムになります。港区スポーツセンターのホームページから「プログラム」「スタジオ」内でご参照ください。自主事業は、「プログラム」「スポーツセンター事業」内をご参照ください。
12	13	II-1-(3)	自主事業の考え方	確認になりますが、自主事業は指定管理者の独立採算事業であり、指定管理料には反映させないという理解でよろしいでしょうか。その場合、各年度別に現指定管理者の実施状況(事業名・回数・参加人数等)・自主事業収支実績についてご教示ください。	提案事業は指定管理料の範囲内で実施し、自主事業は指定管理料とは別会計になります。自主事業は、「プログラム」「スポーツセンター事業」内をご参照ください。収支実績は、公募資料としてお示ししておりません。
13	13	II-1-(3)	自主事業開催時の施設利用料金について	指定管理者が自主事業を開催する場合、それに伴う施設利用料金は発生するのでしょうか。	利用料金は免除となります。
14	13	II-1-(3)	自主事業について	自主事業として、各諸室(競技場、プール、テニスコート等)でスポーツ教室等を実施する場合、施設の使用料はかかるのか。	利用料金は免除となります。
15	13	II-1-(4)	職員体制について	公募要項に記載されている「ア 各施設を統括する施設長」と港区立スポーツ施設業務基準書に記載されている「施設等管理責任者」は、同一の職位・職務という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	13	II-1-(4)	職員体制	各窓口対応について、英会話ができるものとありますが、どの程度を求めていますか。また、1日どれくらいの数の外国人が来館されているのでしょうか。	施設の利用方法、事業の説明を行うことや、英語での問い合わせを問題なく行うことのできる程度を求めています。入場者は自動ゲートでの入場のため、外国人のみの来場者数はお示しできません。

17	13	Ⅱ-1-(4)	人員体制について	現指定管理者様が各施設に配置している人員数(1日あたりの人員数)をご教示ください。	人員数は、ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。
18	13	Ⅱ-1-(4)	臨時警備員の配置について	指定管理者にて、大会等の実施に伴い、過去に臨時警備員を配置したことはございますか。過去に配置したことがあった場合、①日数、②時間帯、③年間発生費用(税込)をお教えいただけますでしょうか。	大会等の実施に伴い、臨時警備員を配置したことはありません。
19	14	Ⅱ-1-(5)エ	(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団及び(一財)港区体育協会との連携	施設運営・事業等で財団・体育協会との現在の連携状況についての詳細をご教示ください。(連携内容・事業名、事業内容・実施頻度、回数・関係費用等)	体育協会には、各競技の指導員付個人公開における指導員の推薦をしていただいたり、イベント開催時の周知を依頼しています。また、財団とは、お互いのイベントの協力・周知をしております。
20	14	Ⅱ-1-(5)オ	介護予防総合センター、その他各団体との連携	当該施設の事業及び各団体との現在の連携状況について詳細をご教示ください。(連携内容・事業名、事業内容・実施頻度、回数・関係費用等)	水中ウォーキングプログラムを週3回実施しております。また、介護予防総合センター主催のイベントの広報等の協力をしています。
21	14	Ⅱ-2-(1)	6 施設維持管理業務	定期点検業務や清掃業務等について、点検や清掃実施時間帯にご指定や制限等がありましたらご教示ください。また、あわせて点検や清掃等にご指定の実施会社等がありましたらご教示ください。さらには、差支えない範囲で点検や清掃の直近の報告書をご開示ください。	時間帯の指定等はありませんが、利用者の妨げとないようにしてください。報告書は、公募資料としてお示ししていません。
22	14	Ⅱ-2-(1)	日常清掃	日常清掃について、各施設において実施頻度や面積等が確認できる資料(日常清掃業務基準表等)をご開示ください。	別添2港区立運動場業務仕様書をご覧ください。また、頻度は関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。
23	14	Ⅱ-2-(1)	日常清掃実施時間について	各施設の現行日常清掃実施時間についてお教えいただけませんかでしょうか。	開館(場)前や開館(場)中に利用者の妨げとないように行っています。
24	14	Ⅱ-2-(1)	防火設備定期検査の実施について	建築基準法改正により点検が義務化された(2016年6月施行)、防火設備点検の実施につき、対象設備をご教示ください。	全施設行っております。
25	15	Ⅱ-2-(1)イ	防犯カメラ及び音響機器の保守点検について	公募要項P.15に「(カ)防犯カメラの保守点検を行うこと」、「(キ)音響機器の点検を行うこと」と記載がありますが、各施設何台あり、どのような保守点検をおこなっているのかご教示いただけますでしょうか。	防犯カメラは、芝公園多目的運動場に8台あります。音響機器は、埠頭少年野球場に1台あり、月1回の簡易点検を行っています。また、スポーツセンターに12台あり、毎日簡易点検を行っています。
26	15	Ⅱ-2-(1)エ	軽易な修繕及び整備業務	1件当たり130万円以下の軽易な修繕及び整備業務は指定管理者が負担すると認識していますが、税込金額でよろしいでしょうか。	税込金額です。

27	15	Ⅱ-2-(1)	施設維持管理業務	募集要項 別紙集 港区立スポーツ施設業務基準書 別紙3 10ページ 3業務 ウ作業内容について (ア)～(オ)の記載がありますが、どのような内容か明細が分かりません。業務仕様書別紙集には定期床面についての表面洗浄等については回数については書いてましたが、カーペットや窓ガラスについては数量や回数は書いてません。各作業内容についての明細を教えてください。 定期清掃とは。特殊清掃とは等。	頻度や詳細は、関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。
28	15	Ⅱ-2-(1)	施設維持管理業務	募集要項 別紙集 P.64 別添2 港区運動場 業務仕様書 各業務の回数の記載がありません。基準になる回数をお教えてください。	関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。
29	15	Ⅱ-2-(1)	消耗品の使用実績について	維持管理業務(清掃業務を含む)に関わる設備消耗品(管球、フィルター等)・衛生消耗品(トイレットペーパー、ごみ袋、水石鹸等)の過去3年間(平成27～29年度)の主な内容と金額をお教えいただけませんかでしょうか。	消耗品は、施設管理経費の中に含まれます。ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 詳細な内訳は、公募資料としてお示していません。
30	15	Ⅱ-2-(1)	消耗品等	消耗品等について、各施設において受託者負担となる消耗品(ろ材、薬剤、管球類等)をご教示ください。また、併せて各施設における過去1年分程度の実績(メーカー、型式、商品名、数量、金額、内容等)をご開示ください。さらには、受託者負担の衛生消耗品についても同様に教示ください。	消耗品は、施設管理経費の中に含まれます。ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 詳細な内訳は、公募資料としてお示していません。
31	15	Ⅱ-2-(1)	運動場整備について(野球場)	各運動場の野球整備についてマウンドなどの黒土部分と外野天然芝及び人工芝部分の整備についての年間の整備回数を教えてください。	現状は以下のとおりです。関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。 麻布運動場: 不陸整正転圧60回程度、外野天然芝刈り20回程度 青山運動場: 混合土部整備48回程度 埠頭少年野球場: 混合土部整備48回程度
32	15	Ⅱ-2-(1)	運動場整備について(テニスコート)	各運動場のテニス場整備について年間の整備回数を教えてください。	現状は、年24回程度です。関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。
33	15	Ⅱ-2-(1)	各運動場の人工芝について	仕様書中にゴムチップ補充とありますがゴムチップの種類について教えてください。	人工芝用のゴムチップであれば種類は決まっていますが、色は以下のとおりです。 青山運動場: カラーチップ 埠頭少年野球場: 黒ゴムチップ 芝給水所公園運動場: 積水樹脂チップ

34	16	Ⅱ-2-(1)	スポーツセンターの管理に係る分担業務	スポーツセンターが入る複合施設の主たる管理者は、芝浦港南地区総合支所ですということで、消防設備点検や防火設備点検さらには、特定建築設備点検・建築設備点検等は、施設管理に係る分担業務ではないのでしょうか。	芝浦港南地区総合支所が行います。
35	16	Ⅱ-2-(1)	スポーツセンターの管理に係る分担業務	スポーツセンターが入る複合施設の主たる管理者は、芝浦港南地区総合支所ですということで、植栽管理は、施設管理に係る分担業務ではないのでしょうか。	植栽はありません。
36	16	Ⅱ-2-(1)	スポーツセンターの管理に係る分担業務	スポーツセンターが入る複合施設の主たる管理者は、芝浦港南地区総合支所ですということで、専有部エレベーターの日常点検は、指定管理者にて行って、業者点検(保守点検・法令点検)は、芝浦港南地区総合支所が行うということによろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	16	Ⅱ-2-(1)	スポーツセンターの管理に係る分担業務	スポーツセンターが入る複合施設の主たる管理者は、芝浦港南地区総合支所ですということで、空調等の管理は、施設管理に係る分担業務ではないのでしょうか。	芝浦港南地区総合支所が行います。
38	16	Ⅱ-2-(1)	スポーツセンターの管理に係る分担業務	スポーツセンターが入る複合施設の主たる管理者は、芝浦港南地区総合支所ですということで、非常用照明の交換は、施設管理に係る分担業務ではないのでしょうか。	芝浦港南地区総合支所が行います。
39	16	Ⅱ-2-(1)	氷川武道場の管理に係る分担業務	氷川武道場が入る複合施設は、特別養護老人ホームサン・サン赤坂及び高齢者住宅サービスセンターサン・サン赤坂を保健福祉支援部高齢者支援課が、赤坂子ども中高生プラザを赤坂地区総合支所管理課がそれぞれ運営していますが、廃棄物処理・消耗品交換・電話契約工事・電信料は、氷川武道場指定管理者の費用負担になるということでしょうか。	氷川武道場の分は指定管理者の負担となります。

40	16・19	II-2-(1)	氷川武道場の管理について	公募要項P.19(3)に、「芝浦南ふ頭公園運動広場、氷川武道場について、施設の性質上、併設施設の管理者に施設管理を委託しています」と記載がございますが、一方でP.16には分担業務が示されており、各種項目の実施が求められています。どの部分を応募者にて提案し、どの部分を併設施設の管理者へ委託するのか、ご教示いただけませんかでしょうか。	再委託については、必須ではありません。
41	16	II-2-(1)工	軽易な修繕及び整備業務	軽易な修繕及び整備業務について、各施設における過去1年分程度の実績(件数、金額、内容等)をご開示ください。	ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。詳細な内訳等は公募資料としてお示ししていません。
42	16	II-2-(1)	複合施設の業務分担について	表「スポーツセンターの管理に係る分担業務」「氷川武道場の管理に係る分担業務」について、消防法に基づく消防設備点検は、全館一括で行うことが望ましいと思われます。ゆえに、複合施設での消防設備点検については含めない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	16	II-2-(1)	維持管理業務について	見学会で図面集をいただきましたが、大きな図面を閲覧する機会をいただけないでしょうか。また、設備関連諸室の見学をさせていただきたいのですが可能でしょうか。	A3で印刷した図面を閲覧できますので、事前に担当までご連絡のうえ、ご来庁ください。また、設備関連諸室は、利用者の妨げとなる恐れや、個人情報の管理の関係上、休館日を除き、施設見学会以上の内容をご覧いただくことが難しいと考えております。
44	16	II-2-(1)	現場見学について	4月24日に港区スポーツセンターの現場見学が行われましたが、機器設備に関しては見ることはできませんでしたが、希望すれば見学は可能でしょうか、ご教示ください。	設備関連諸室は、利用者の妨げとなる恐れや、個人情報の管理の関係上、休館日を除き、施設見学会以上の内容をご覧いただくことが難しいと考えております。
45	16	II-2-(1)	汚泥処分費	泥汚処分費について、浄化槽等により排出される汚泥処分費は別途との認識でよろしいでしょうか。また、汚泥処分費も本御見積書に含む場合、過去1年分程度の実績(排出量、金額等)をご開示ください。	汚泥処分費は、すべて含んだ金額で算定してください。排出量は、例年、約2.2㎡程度です。金額は、公募資料としてお示ししていません。
46	19	II-3-(3)	再委託に関して	芝浦南ふ頭公園運動広場、氷川武道場について、施設の性質上、併設施設の管理者に施設管理を委託しているとありますが、これらは必須ですか。また、その場合の費用をご教授願います。	再委託については、必須ではありません。現在の再委託先及び金額は、公募資料としてお示ししていません。

47	19	II-3-(3)	再委託先について	「なお、芝浦南ふ頭公園運動広場、氷川武道場について、施設の性質上、併設施設の管理者に施設管理を委託しています。」とありますが、施設の性質上とはどのようなことでしょうか。また、現在の再委託先及び金額を開示ください。	再委託は必須ではありません。 現在の再委託先及び金額は、公募資料としてお示しておりません。
48	21	II-4-(1)	運営経費に関する事項	「なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は・・・」とありますが、やむを得ない理由とは具体的にどのようなケースでしょうか。また、過去に流用について教育委員会が認めた事例をご教示ください。	施設の安全管理上、緊急に実施する必要がある場合等を想定しています。現指定管理者は経費区分間の流用を行っていません。
49	21	II-4-(1)	運営経費に関する事項	各運営経費項目のうち、清算項目に関して現指定期間における清算状況を経費科目別の清算額を年度ごとにご提示ください。	港区ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 経費科目別の清算額は、公募資料としてお示しておりません。
50	21	II-4-(1)	運営経費に関する事項	ア職員人件費、イ光熱水費、ウ修繕費、エ事業運営費、オ施設管理経費ともに予定額と実績額の差額を清算するとありますが、予定を上回った場合も下回った場合もともに清算するという点でよろしいでしょうか。清算する時期についてもご教授願います。	余剰金が発生した場合のみ清算します。清算時期は、当該年度の実績が確定した後、出納整理期間(翌年5月末日)までの間に行います。
51	21	II-4-(1)	各経費の清算	職員人件費や光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費において、余剰金が発生したときは清算すると認識しておりますが、予算額を上回った場合も補填されるという理解でよろしいでしょうか。	余剰金が発生した場合のみ清算します。
52	22	II-4-(1)	電気使用量について	各施設の需要電力契約に関し、下記5点、施設ごとにお教えいただけませんか。 ①契約電力種別 ②契約先 ③契約電力量(単位:kw) ④過去最新1年間の月別最大需要電力(単位:kw) ⑤過去最新1年間の月別電力使用量(単位:kw) ※上記④と⑤は月別にご開示をお願いいたします。	⑤のみ、公募資料として開示します。 別紙1のとおりです。
53	22	II-4-(2)	備品購入の取り扱い(トレーニング機器)	トレーニング機器は、平成31年4月1日から指定管理者がリース管理してくださいとありますが、現状の契約形態(リース会社、契約者、契約期間、月額リース料等)のご教示とともに、設置機器一覧をお示しください。	トレーニング機器一覧は、別紙2のとおりです。 契約形態は、公募資料としてお示しておりません。経費は、事業運営経費に含まれています。

54	22	II-4-(2)	現指定管理者のリース契約について	現指定管理者がリース契約(賃借契約)を行っている備品・設備等があればその契約の詳細をご教示ください。 ※契約している備品・設備等の品名、メーカー、品番、個数 また、仮に現指定管理者がリース契約(賃借契約)を行っており、次期指定管理者が再契約できる内容があればご教示ください。	リース契約を行っている備品は、トレーニングパークの機器のみです。上記の回答をご参照ください。 平成31年4月1日から新たな機器をリースしてください。現状の機器は引き継ぎません。
55	22	II-4-(2)	トレーニングパークのトレーニング機器	トレーニング機器を平成31年4月1日から指定管理者がリースして管理してくださいとありますが、現状の機器を引き続きリースするのか、新たに購入してリースするのか、ご教示ください。	平成31年4月1日から新たな機器をリースしてください。現状の機器は引き継ぎません。
56	22	II-4-(2)	各施設の備品について	各施設の現地見学会を開催頂いたところですが、一部の諸室(プール、倉庫、棟)が非公開のため、配置されている備品の確認等を行うことができませんでした。 つきましては、現指定管理者との公平性の観点からも、各施設の備品台帳(区が貸与する備品と指定管理者が持ち込んでいる備品)をご開示ください。 ※品名、メーカー、品番、個数、設置している施設名をお願い致します。	別紙3のとおりです。
57	22	II-4-(2)	備品リスト	各スポーツ用の備品のリストをご教示ください。	別紙3のとおりです。
58	22	II-4-(2)	貸与備品・現指定管理者持ち込み備品	各施設別に区からの貸与備品一覧「保全物品整理簿(第3号様式)※I種」及び「指定管理者が購入した備品等 ※II種についての保全物品整理簿に準じた一覧」、その他書類に記載のない現指定管理者が持ち込んでいる備品についてお示しください。	区の備品は別紙3のとおりです。 指定管理者が購入及び持ち込んだ備品はありません。
59	23	II-4-(3)	指定管理料について	利用料金収入が当初の見込みを超え利益が発生した場合、その扱いに関する考え方(納付割合等)を提案してくださいとありますが、これまでの実績等(納付割合等)があればご教授ください。	公募資料として、お示しておりません。
60	23	II-4-(3)	指定管理料について	区で考えられる指定管理料の上限額がありましたら、ご教示ください。	上限金額の設定はありませんが、計画書類等の内容から金額の妥当性を判断します。
61	23	II-4-(5)	加入保険の確認	「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とありますが、区が条件とする補償範囲及び補償金額について具体的にご教示ください。	「特別区自治体総合賠償責任保険制度」に、具体的な記載がありますのでご参照ください。

62	26	Ⅲ-1-(5) 様式1,2	第一次提出書類 様式1、2について	グループで応募する場合、様式1指定管理者指定申請書と、様式2宣誓書は、主たる事務所の所在地、法人等の名称、代表者の氏名は、それぞれ共同事業体各社の所在地、名称、代表者氏名を記載するという認識で宜しいでしょうか。	共同事業体の場合、「①様式1指定管理者指定申請書」、「②様式2宣誓書」については、申請者に共同事業体名を記載し、所在地以下は代表団体の情報を記載してください。
63	26	Ⅲ-1-(5)	第一次提出書類について	第一次提出書類の副本として、共同事業体として応募の場合、「A:必要のない書類(指定管理者指定申請書、宣誓書)」「1部必要な書類(様式3・6等)」と書類によって部数が異なるが、記載のとおり準備でよろしいでしょうか。記載のとおり準備する場合、その区別(書類の有無)はどのように表現すればよろしいでしょうか。	共同事業体の場合、「①様式1指定管理者指定申請書」、「②様式2宣誓書」については、申請者に共同事業体名を記載し、所在地以下は代表団体の情報を記載してください。部数については、公募要項で指定された部数をご用意ください。また、各様式の表紙として、申請・計画書類一覧表を添付してください。
64	26	Ⅲ-1-(5)	指定管理者指定申請書	様式1-1～1-3指定管理者指定申請書において、共同事業体で申請する場合、共同事業体名を記載し、代表団体での申請という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。共同事業体の場合、「①様式1指定管理者指定申請書」、「②様式2宣誓書」については、申請者に共同事業体名を記載し、所在地以下は代表団体の情報を記載してください。
65	26	Ⅲ-1-(5)	提出書類(第一次提出)	⑤印鑑証明書の提出が求められておりますが、指定管理者指定申請書(様式1)や宣誓書(様式2)等、提出書類に押印する印鑑については、印鑑証明書と同一のものでないとなりませんか。その場合、使用印鑑届を提出することで、別の印鑑での押印を認めていただけますでしょうか。	原則、印鑑登録証明書と同一の印鑑での押印をお願いします。使用印鑑届を提出していただければ、別の印鑑でも可としますが、後日、印鑑登録証明と同一の印鑑での押印をお願いする場合があります。
66	27	Ⅲ-1-(5)	申請書類手続の受付(第一次提出)	決算書類のうち「付属明細書」について、「法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書での代替の場合、・・・謄本である旨の代表者の署名、捺印を付すこと」とありますが、当該資料に改めて代表者の署名等を付記することとよろしいでしょうか。(税務署への申告時に記載された記名・捺印があればよろしいでしょうか)※確定申告書類に関して提出該当の様式のご指示をいただきたく思います。	改めて代表者の署名等を付してください。
67	27	Ⅲ-1-(5)	納税証明書	提出する納税証明書は、申請する団体の本社が東京に位置する場合、以下書類でよろしいでしょうか。 ・国税その1(直近2ヶ年) ・法人住民税・事業税(直近2ヶ年分)	税務署が発行する「納税証明書(その1)」(法人税と消費税及び地方消費税の納付金額および未納金額を証明するもの)、都税事務所が発行する法人事業税の納付証明書を提出してください。
68	27	Ⅲ-1-(5)	納税証明書について	申請書類⑧に当たる納税証明書は、「その1」と「その3の3」どちらがよろしいでしょうか。	税務署が発行する「納税証明書(その1)」(法人税と消費税及び地方消費税の納付金額および未納金額を証明するもの)、都税事務所が発行する法人事業税の納付証明書を提出してください。

69	27	Ⅲ-1-(5)	第一次提出書類(決算書類・納税証明)について	申請書提出時点において17年度決算が確定していない場合、直近の決算期末の経営成績の参考資料提出とありますが、外部に公表する決算関係書類を株主総会前に提出することができません。納税証明も確定後の発行となります。直近3ヶ年(16年度、15年度、14年度)の決算書類・納税証明の提出にてご容赦いただきたく存じます。	平成26～28年度の分をご提出ください。ただし、平成29年度分確定後に事務局から追加提出を依頼することがあります。
70	28	Ⅲ-1-(5)	様式B 共同事業体協定書兼委任状について	様式B共同事業体協定書兼委任状について、(委任者)の欄が共同事業体の代表団体と記載されていますが、構成団体の誤りでしょうか。	誤りではなく、区共通の様式です。「共同事業体の代表団体(受任者)」に代表団体を、「共同事業体の代表団体(委任者)」に構成団体を記入してください。
71	28	Ⅲ-1-(5)	提出書類(第一次提出)	<年間経費・請負金額>を記載する欄がありますが、指定管理者としての実績の場合、その案件の指定管理料を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	29	Ⅲ-1-(5)(6)	様式内の体裁等	各設問項目の内容を網羅していれば、様式内の体裁・装飾等の加工は問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	29	Ⅲ-1-(6)	文字のフォント	様式12～39最下部に「MS明朝12ポイント」とありますが、挿入図や表内の文字はこれに該当しないという理解でよろしいでしょうか。また、各項目に添付する資料も様式に準じたフォントにするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	29	Ⅲ-1-(6)	様式12～39について	様式12～39について、文字フォントは「MS明朝12ポイント」とするとの指定がありますが、図表等の挿入により、文字の書体やサイズ(ポイント)が若干変わってもよろしいでしょうか。	問題ありません。
75	29	Ⅲ-1-(6) 様式9	計画書類等提言書について	添付書類として、「5上記書類の概要版」と記載されておりますが、「計画書類一覧表(第二次提出)」の中に含まれておらず、これは提出しなくてもよいとの認識でしょうか。または、提出する必要がある場合、記載する項目、用紙サイズ、既定の文字フォント・サイズ等をご教示ください。	「5上記書類の概要版」を任意の様式及び形式で作成し、巻末に添付してください。用紙サイズはA4またはA3サイズで作成してください。
76	29	Ⅲ-1-(6)	消費税の計算に関して	現地説明会で説明のありました消費税の計算に関して、聞き取れませんでしたので、再度教授願います。	消費税率は、平成31年度上半期までは8%、下半期以降は10%で算定してください。
77	29	Ⅲ-1-(6)	第二次提出資料	第二次提出資料 様式12～39 ※各項目ごと1枚以内で記入してください。とありますが、表裏ではなく、表面1枚という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細な説明がある場合は、任意で資料を添付してください。添付資料の内容や枚数等に制限はありません。

78	29	Ⅲ-1-(6)	様式12～39	各提案項目ともに片面1枚以内で、詳細な説明がある場合、資料の添付可という理解でよろしいでしょうか。 また、添付資料についての区の想定内容・枚数等の制限(2～3枚程度・冊子不可等)をご教示ください。	お見込みのとおりです。詳細な説明がある場合は、任意で資料を添付してください。添付資料の内容や枚数等に制限はありません。
79	29	Ⅲ-1-(6)③	様式10 資金・収支計画書	本様式には、平成31～35年度までの5ヶ年分の収支計画(総括表)を記載し、受託経費見積書とは様式10に基づく詳細内訳を添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	31	Ⅲ-1-(7)エ・カ	提出書類に関する留意事項	エ 各提出書類(様式)の最初の書類の右肩にインデックスを貼り・・・とありますが、各書類(様式)間にインデックス用の用紙を入れる作成方法でもよいでしょうか。 また、「カ 上記のほか、電子媒体(CD-R)に入力したものを1部提出・・・」とありますが、すべての提出書類が対象となるのでしょうか。その場合、提出するデータ形式は容量等も踏まえすべてPDF形式でよろしいでしょうか。	インデックス用の用紙でも代用いただけます。 電子媒体での提出は、すべての書類が対象となります。PDF形式でお願いいたします。
81	31	Ⅲ-1-(7)カ	提出書類に関する留意事項	カに上記のほか「電子媒体(CD-R)に入力したものの」とありますが、これは第一次、二次書類ともに正本のデータを入力するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	31	Ⅲ-1-(7)オ	提出書類に関する留意事項	オに「副本については法人名などをマスキング(黒塗り)のうえ・・・」とありますが、これは第一次、二次書類ともにでしょうか。	第一次、第二次ともにマスキングしてください。法人名、住所、代表者名等、応募事業者が特定できる部分をマスキングしてください。
83	31	Ⅲ-1-(7)オ	マスキング時の注意点	副本のマスキング時の確認ですが、(再委託先を除く)申請する団体名が特定できなければ問題ないという理解でよろしいでしょうか。	法人名、住所、代表者名等、応募事業者が特定できる部分をマスキングしてください。
84	33	Ⅲ-2-(1)	プレゼンテーション	第二次審査では、プレゼンテーションやヒアリング(質疑回答)は、それぞれどのくらいの時間を予定されているのでしょうか。プロジェクター等の使用の可否についてもご教授願います。	プレゼンテーションを10分程度、質疑を25分程度行う予定です。 また、プロジェクターの使用もできます。
85	37	Ⅳ-5	情報の公表	「(3)指定管理業務に関する情報」については原則公表とあります。現指定管理者の各年度における協定関連書類・事業計画書・事業報告書・予算決算の公表をお願いします。	協定関連書類、予算決算は、港区ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」に掲載していますので、ご参照ください。 また、事業計画書・事業報告書は、公募資料としてお示ししておりません。
86	37	Ⅳ-6	モニタリング等の実施について(賃金状況給付シート)	賃金状況給付シートをお示ください。	最低賃金に変更した場合等に、指定管理者に提出していただきます。 公募における提出資料ではありませんので、公募資料としてはお示ししません。

87	別紙3 業務基準書	9ページ(14)	別紙集「清掃範囲別図」について	業務基準書P.9(14)清掃業務のAの項目に「清掃範囲別図のとおり」と記載がありますが、清掃範囲別図が見当たらないので、ご開示いただけませんか。	スポーツセンターは、説明書で配布した図面(支所との管理区域が分かれたもの)になります。運動場等は面積で算出してください。
88	別紙3 業務基準書	4ページ(11)	各種一般公開事業	別紙3港区立スポーツ施設業務基準書4ページ(11)文章内に別添3とありますが該当資料が確認できません。各事業の実施状況(施設別・種目等)・実績(回数・参加者数・指導員数・費用等)について年度別に詳細のご教示をお願いします。	資料が漏れており申し訳ありません。個人公開指導等の予定表は別紙4のとおりです。 なお、各事業は、事業運営経費に含みます。過去の実績金額は、港区ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。
89	別紙3 業務基準書	4ページ(11)	別紙集「港立スポーツ施設業務基準書(別紙3)」 4(11)個人公開・定期練習会について	各施設で設定されている区民無料公開指導、個人公開指導、定期練習会の実施時間、曜日、種目をご教示ください。	別紙4のとおりです。
90	別紙3 業務基準書		トレーニングパークについて	港区立スポーツ施設業務基準書によると、トレーニングパークは、「利用者の意見・要望を受け入れながら運営を行っている」と記載がありますが、これまでに貴区並びに現指定管理者に寄せられたトレーニングパークに関する利用者意見・要望をご教示ください。	教育委員会に寄せられたご意見については港区ホームページで公表しています。「区政情報」> 広聴 > 区政へのご意見・ご提案 > 区への対応・考え方」をご確認ください。 また、スポーツセンターに寄せられたご意見は、スポーツセンター3階トレーニングパーク入口にご意見をまとめたファイルがありますので、ご参照ください。
91	別紙3 業務基準書	8ページ	法定有資格者について	業務基準書P.8に法定有資格者との記載がありましたが、応募者に求められる資格についてご教示ください。	設備運転保守管理業務を行うに当たり、関係法令上必要な資格を有している人になります。
92	スポーツセンター業務仕様書		別添1 スポーツセンター業務仕様書	自動ドアの枚数とメーカーをご教示ください。	自動ドアは日常の目視による点検のみで、その他の点検や清掃は芝浦港南地区総合支所で行います。 自動ドアの枚数は2枚です。
93	スポーツセンター業務仕様書		スポーツセンター内のガラス清掃について	スポーツセンターの定期清掃業務基準表にはガラス清掃の部分に頻度の記載がありませんでしたが、ガラス清掃はすべて指定管理者の清掃業務より対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	スポーツセンター業務仕様書	別紙2-1 別紙2-2	別紙2-1、別紙2-2について	別紙2-1スポーツセンター床面清掃面積表及び別紙2-2スポーツセンター定期清掃業務基準表のアリーナの面積が公募要項と異なっています。	別紙2-1スポーツセンター床面清掃面積表及び別紙2-2スポーツセンター定期清掃業務基準表のアリーナの面積が誤っておりました。申し訳ございません。正しくは、2,000㎡になります。
95	港区立運動場業務仕様書		フロア排出抑制法に基づく点検の実施について	業務仕様書に「フロア排出抑制法」についての記載がございませんが、簡易点検及び定期点検は指定管理業務の対象という理解でよろしいでしょうか。	法令等により、必要な維持管理はすべて行ってください。
96	港区立運動場業務仕様書		建築基準法に基づく検査等の実施	業務仕様書に建築基準法上に基づく「建築設備定期検査」「特定建築物定期検査」「防火設備定期点検」についての記載がございませんが、指定管理業務の対象という理解でよろしいでしょうか。	法令等により、必要な維持管理はすべて行ってください。

97	港区立運動場業務仕様書		建築物における衛生的環境の確保に関する法律について	指定管理対象施設においては、仕様書で「建築物衛生管理技術者」の選任についての記載がないため、選任は不要との理解でよろしいでしょうか。	法令等により、必要な維持管理はすべて行ってください。
98	港区立運動場業務仕様書		別紙集「受水槽・雨水槽の容量」について	各施設の受水槽・雨水槽の容量をご教示ください。	各施設の受水槽の容量は以下のとおりです。 麻布運動場:受水槽9m ³ /雨水槽なし 青山運動場:受水槽5m ³ /雨水槽1m ³ 芝公園多目的運動場:受水槽2m ³ /雨水槽なし
99	港区立運動場業務仕様書		別添2 港区立運動場業務仕様書	青山運動場の清掃業務について、「受水槽清掃」「雨水槽清掃」の水槽容量をご教示ください。	上記回答をご参照ください。
100	港区立運動場業務仕様書		別添2 港区立運動場業務仕様書について「受水槽・雨水槽の容量」について	芝公園多目的運動場の清掃業務・機械設備保守点検について、受水槽清掃の項目が含まれておりませんが、受水槽はない認識でよろしいでしょうか。存在する場合は、水槽容量をご教示ください。	2m ³ の容量の受水槽があります。
101	港区立運動場業務仕様書		別添2 港区立運動場業務仕様書について	芝給水所公園運動場の清掃業務について、「地下水槽清掃」の水槽容量をご教示ください。また、「配水管及び側溝清掃」の実施範囲をご教示ください。また、その他について、「雨水ろ過装置塩素注入作業」の実施頻度についてご教示ください。	雨水が貯まる水槽になるため、ろ過部分の落ち葉等の清掃をしてください。正確な水槽容量は不明です。また、配水管及び側溝清掃の実施範囲は、敷地内すべてが対象となります。雨水ろ過装置塩素注入作業は、月1~2回程度で行っております。なお、関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。
102	港区立運動場業務仕様書		別添2 港区立運動場業務仕様書について	各施設、清掃業務内に記述されている「エアコン」「冷暖房ユニット」「空気換気扇(全熱交換器)」の項目はプレフィルター清掃という認識でよろしいでしょうか。また、フィルターの設置枚数、予備フィルターの有無、フィルター清掃の頻度をご教示ください。	お見込みのとおりです。業務仕様書に記載しているエアコン等の台数を参考に算出してください。なお、予備フィルターはありません。
103	港区立運動場業務仕様書		別添2 港区立運動場業務仕様書について	各施設の「室内空気環境測定」について、「建築物における衛生低環境の確保に関する法律」に該当しない規模の施設にも業務として含まれておりますが、必要となる根拠法令があればご教示ください。また、実施頻度、測定ポイント数をご教示ください。	関係法令や港区有施設シックハウス対策ガイドラインをご覧のうえ、必要に応じて行ってください。
104	業務仕様書		仕様書記載の実施内容・頻度について	業務仕様書に記載の実施内容・頻度は、広く民間事業者のノウハウを活用する意味で、各種法令は遵守しつつ、事業者の提案で仕様・頻度を変更することは可能でしょうか。	教育委員会と協議のうえ、変更することは可能です。
105	別紙2		植栽樹管理	植栽樹管理について、業務の詳細な内容(頻度や実施方法等)の確認できる資料(仕様書、報告書等)をご開示ください。また、実施内容に除草とありますが、各施設において除草の対象面積をご教示ください。	関係法令等を順守し、安全・衛生管理上問題ない回数を行ってください。除草の具体的な面積はお示しておりません。

106	別紙2		運動場整備	運動場整備について、「芝給水所公園運動場人工芝メンテナンス保守点検業務」を参考に、他の運動場においても同等の実施との認識でよろしいでしょうか。また、天然芝の運動場については仕様書を別途ご開示ください。	同等の実施で問題はありますが、各運動場ごとに安全面を重視した管理を行ってください。 また、天然芝の麻布運動場は、外野芝刈り年20回程度(4月～10月)行っております。
107	資料1		スポーツセンター利用料金実績	個人利用において、プールやトレーニングパークなど合算になっていると思われるが、合算されている利用区分について詳細内訳ごとの実績額をご提示お願いいたします。	利用料金は、施設全体の利用料金となっているため、プール、トレーニングルーム別での実績金額を算出できません。
108	資料1・2		スポーツセンター・運動場等利用実績について	平成29年度までの実績となっておりますが、平成29年度の実績をご教授願います。集計がまだ出ておられないようでありましたら見込みをご教授願います。	現在、教育委員会で精査・確認中のため、開示することができません。
109	資料3		平成30年度スポーツ施設予算額(別紙3)	スポーツセンターの事業運営費に別紙4の定期練習会・区民無料公開・個人公開指導経費が含まれているのでしょうか。	事業運営費に含まれています。
110	資料3		収支について	別紙3により平成30年度スポーツ施設予算額をお示し頂いておりますが、各収支項目の内訳をご教示ください。 また、直近3か年分の支出実績を内訳を含めてご教示ください。	内訳は公募資料として、お示しておりません。 また、スポーツセンター、運動場、武道場の直近の支出実績については、ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 各運動場の過去2年分の支出実績は、別紙5のとおりです。
111	資料3		平成30年度スポーツ施設予算額	実績額について、各施設における過去3年分程度の予算額に対する実績額をご教示下さい。また、人件費、施設管理経費について詳細な内訳をご開示ください。	ホームページ等での公開は大項目のみとさせていただきます。 また、過去の分は、港区ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 各運動場の過去2年分の収支実績は、別紙5のとおりです。
112	資料3		平成30年度スポーツ施設予算額について	事業運営費・施設管理経費・その他経費の内訳(内容・金額)をご教授願います。	ホームページ等での公開は大項目のみとさせていただきます。 また、過去の分は、港区ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 各運動場の過去2年分の収支実績は、別紙5のとおりです。
113	資料3		予算額・決算額について	別紙3「平成30年度スポーツ施設予算額」を記載していただいておりますが、いずれも人件費～その他経費と大項目の予算額のみとなっております。積算根拠となりますので、各大項目の詳細内訳ごとの金額の提示をお願いいたします。また、参考までに実績として平成26～28年度分の予算額・決算額(各年度別)の公開もお願いいたします。	ホームページ等での公開は大項目のみとさせていただきます。 また、過去の分は、港区ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。
114	資料3		収支報告	過去3年分の収支報告を開示願います。(施設別スポーツセンター・運動場)	スポーツセンター、運動場、武道場の直近の支出実績については、ホームページの「区政情報」「行政経営」「指定管理者制度」「指定管理者制度を導入している施設に関する情報」「スポーツ施設」の検証シートをご参照ください。 各運動場の過去2年分の収支実績は、別紙5のとおりです。

115	資料5		障がい者の利用者数について	障がい者と高齢者を併せた利用者数が掲載されていますが、障がい者の利用者数はこのうちどれくらいでしょうか。	障害者の利用人数は以下のとおりです。 27年度:12,791人、28年度:13,809人、29年度:13,480人
116	資料5・6		利用人数について	公募要項【資料集】の別紙5と別紙6について、記載されている人数に指定管理者が行っているスポーツ教室等の人数はカウントされていますか。カウントされている場合、施設利用者数とスポー	指定管理者による自主事業も含めています。 資料5の「体育事業」と記載されている欄が、自主事業の人数になります。
117	その他	図面	各運動場の図面について	各運動場の図面がありましたらご提示下さい。	麻布、青山、芝公園多目的、芝給水所公園運動場の平面図のみであれば、希望者にメールまたは郵送でお送りします。
118	その他	図面	建築図面	図面について、各施設において設備機器等を含め詳細が確認できる資料(意匠図、電気設備図、空調設備図、衛生設備図、植栽計画図等)をご開示ください。また、定期点検の対象となる設備(ろ過機、珪藻土投入装置、塩素注入装置等)においてメーカー名をご教示ください。	麻布、青山、芝公園多目的、芝給水所公園運動場の平面図のみであれば、希望者にメールまたは郵送でお送りします。
119	その他		貸与品等	貸与品等については、管球交換等に使用する高所作業車や管理用諸室、控室等はありませんでしょうか。また、無償貸与いただけますでしょうか。	ありません。また、無償貸与もしていません。
120	その他	自動販売機	自動販売機(飲料)に取扱いについて	飲料等の売上の取り扱いですが、指定管理者でしょうか。	飲料の自動販売機は、障害者団体や障害者施設等により設置されており、指定管理者が設置することはできません。 アイスの自動販売機は、現指定管理者により、スポーツセンターに1台、芝公園多目的運動場に1台設置されています。 アイスの自動販売機を設置する場合、同場所に同台数を上限として設置することは可能です。 指定管理者が設置する場合、自主事業会計で行うため、売上は指定管理者の収入となります。
121	その他	自動販売機	自動販売機について	各施設において、自動販売機が設置されていますが、各施設における設置者、設置台数をご教示ください。 また、指定管理者が自動販売機を設置できる場合、各施設において設置できる台数の制限と行政財産使用料の金額をご教示ください。	飲料の自動販売機は、障害者団体や障害者施設等により、11台設置されており、指定管理者が設置することはできません。 アイスの自動販売機は、現指定管理者により、スポーツセンターに1台、芝公園多目的運動場に1台設置されています。 アイスの自動販売機を設置する場合、同場所に同台数を上限として設置することは可能です。 行政財産使用料(平成30年度)は、合計で87,012円です。
122	その他	自動販売機	自動販売機の設置	現在各施設に自動販売機が設置されていますが、指定管理者の負担区分(電気代等)及び売上状況についてご教示ください。また、新たに自動販売機を設置することは可能でしょうか。	自動販売機の管理運営に係る経費(行政財産使用料、電気代等)は自動販売機設置者の負担となります。指定管理者が設置する場合、自主事業会計で行うため、売上は指定管理者の収入となります。 また、現指定管理者が設置している同場所に同台数を上限として設置することは可能です。なお、設置できる自動販売機は飲料以外となります。

123	その他	港区スポーツセンターホームページ	スポーツセンター事業について	現指定管理者のホームページを拝見すると、「スポーツセンター事業」を実施していると掲載されておりますが、これは、自主事業として実施しているという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。																																							
124	その他		各施設の開業年	10施設の開業年月日をご教授願います。	以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 25 年</td> <td>9 月</td> <td>麻布野球場開設</td> </tr> <tr> <td>昭和 28 年</td> <td>8 月</td> <td>麻布庭球場開設</td> </tr> <tr> <td>昭和 35 年</td> <td>10 月</td> <td>青山野球場・庭球場開設</td> </tr> <tr> <td>昭和 39 年</td> <td>8 月</td> <td>埠頭少年野球場開設</td> </tr> <tr> <td>昭和 55 年</td> <td>4 月</td> <td>芝浦中央公園庭球場開設</td> </tr> <tr> <td>昭和 60 年</td> <td>4 月</td> <td>氷川武道場開設</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年</td> <td>4 月</td> <td>芝給水所公園運動場開設</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年</td> <td>10 月</td> <td>芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)開設</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>7 月</td> <td>芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)プール開設</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年</td> <td>7 月</td> <td>芝浦南ふ頭公園運動広場(かいがんぱーく)開設</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>12 月</td> <td>愛宕弓道場開設</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年</td> <td>12 月</td> <td>港区スポーツセンターがみなとパーク芝浦3階～8階に移転</td> </tr> </tbody> </table>	年	月	事項	昭和 25 年	9 月	麻布野球場開設	昭和 28 年	8 月	麻布庭球場開設	昭和 35 年	10 月	青山野球場・庭球場開設	昭和 39 年	8 月	埠頭少年野球場開設	昭和 55 年	4 月	芝浦中央公園庭球場開設	昭和 60 年	4 月	氷川武道場開設	平成 14 年	4 月	芝給水所公園運動場開設	平成 18 年	10 月	芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)開設	平成 19 年	7 月	芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)プール開設	平成 20 年	7 月	芝浦南ふ頭公園運動広場(かいがんぱーく)開設	平成 25 年	12 月	愛宕弓道場開設	平成 26 年	12 月	港区スポーツセンターがみなとパーク芝浦3階～8階に移転
年	月	事項																																										
昭和 25 年	9 月	麻布野球場開設																																										
昭和 28 年	8 月	麻布庭球場開設																																										
昭和 35 年	10 月	青山野球場・庭球場開設																																										
昭和 39 年	8 月	埠頭少年野球場開設																																										
昭和 55 年	4 月	芝浦中央公園庭球場開設																																										
昭和 60 年	4 月	氷川武道場開設																																										
平成 14 年	4 月	芝給水所公園運動場開設																																										
平成 18 年	10 月	芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)開設																																										
平成 19 年	7 月	芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)プール開設																																										
平成 20 年	7 月	芝浦南ふ頭公園運動広場(かいがんぱーく)開設																																										
平成 25 年	12 月	愛宕弓道場開設																																										
平成 26 年	12 月	港区スポーツセンターがみなとパーク芝浦3階～8階に移転																																										
125	その他		屋外施設の稼働率について	別紙6.7に各運動場の利用者数および件数の実績はあるのですが、各施設の稼働率(できれば時間帯ごとの)をご教授いただけないでしょうか。	各施設の稼働率は算出していません。																																							